

全体計画 (1 / 6)

➤ 2025年12月の審査会合で示した全体計画（説明終了時期）を見直し、前回の説明実績と今後の説明予定等を反映

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール										今後の説明予定			備考		
			①			②			2024年度					2025年度										
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	今回 (2月)	次回	次々回	
1	第4条 臨界防止	臨界防止に係る設計	△	△	△	△	△	△	※1															
2	第5条, 第32条/ 第6条, 第33条 地盤/地震	建物・構築物 (SRモデル)	△	△	△	△	△	△														② [6.]	② [6.]	6. 説明: 今回 (10/31), 残り (21/31)
3		建物・構築物 (FEMモデル)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み													② [6.]	② [5.6.]	6. 説明: 今回 (3/52), 残り (49/52)
4		機器系 (機器質点系モデル)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み													② [5.]	② [5.]	
5		機器系 (はりの計算モデル)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み													② [5.]	② [5.]	
6		機器系 (FEMモデル)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み													② [5.]	② [5.]	
7		配管系 (配管系標準支持間隔モデル)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み													② [5.]	② [5.]	
8		配管系 (多質点系はりモデル)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み													② [5.]	② [5.]	
9		配管系 (加振試験を用いた設計)	△	△	△	△	△	△	一部説明済み	一部説明済み												① ② [5.6.]	② [6.]	
10		配管系 (多質点系はりモデル (并))	△	△	△	△	△	△																
11	第7条/34条 津波	津波に対する防護設計	△	△	△	△	△	△																
12	第8条 外部衝撃 (巻き)	巻きに対する防護設計	△	△	△	△	△	△														② [5.6.]	巻き関連 No.12,19,26(3項目)セット	
13	第8条 外部衝撃 (外部火災)	森林火災及び石油備蓄基地火災 (重畠含む) に対する防護設計	△	△	△	△	△	△														② [5.]	② [6.]	
14		敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発に対する防護設計	△	△	△	△	△	△														② [5.6.]	② [5.6.]	
15		航空機墜落による火災の輻射影響に対する防護設計	△	△	△	△	△	△														② [5.6.]	② [5.6.]	
16		二次的影響 (ばい煙) に対する防護設計	△	△	△	△	△	△																
17		二次的影響 (有毒ガス) に対する防護設計	※2	△	△	△	△	△																

※1:「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

※2: 既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2. 設計対象施設の特定」までを説明範囲とする。

・審査会合の実施頻度は1回/月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■: 説明を実施した範囲 (説明ステータスは説明を完了したもの)

□: 説明対象外の範囲

○: 今回の説明範囲

→: 審査会合が無かつたことによる変更

赤字: 前回計画からの変更

全体計画 (2/6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												今後の説明予定			備考				
			①			②			2024年度						2025年度													
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表的具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	今回(2月)	次回	次々回					
18	第8条 外部衝撃 (火山)	降下火砕物の堆積荷重に対する防護設計							①																② [5.6.]			
19		粒子の衝突に対する防護設計											① → ①												竜巻間連 No.12,19,26(3項目)セット			
20		閉塞に対する防護設計							①									②										
21		磨耗に対する防護設計								①								②										
22		絶縁低下に対する防護設計								①								②										
23		腐食に対する防護設計	※3											①														
24		中央制御室の大気汚染に対する防護設計	※2											①														
25	第8条 外部衝撃 (落雷)	落雷に対する防護設計							①				① → ①					②							② [6.]			
26	第8条 外部衝撃 (その他)	風(台風)に対する防護設計								①			① → ①					②							竜巻間連 No.12,19,26(3項目)セット			
27		凍結に対する防護設計								①			① → ①															
28		低温及び高温に対する防護設計								①			① → ①															
29		降水に対する防護設計								①			① → ①															
30		塩害に対する防護設計								①			① → ①															
31		積雪の堆積荷重に対する防護設計								①			① → ①												② [5.6.]			
32		積雪による閉塞に対する防護設計								①			① → ①															
33		生物学的事象に対する防護設計								①			① → ①															
34		有毒ガスに対する防護設計	※2							①			① → ①					②										
35		電磁的障害に対する防護設計								①			① → ①					①		②					② [6.]			
36	第8条 外部衝撃 (航空機)	航空機落下に対する防護設計	第1回申請まで認可済み																									
37	第9条 不法侵入	不法侵入防止に係る設計	第1回申請まで認可済み																									
38	第10条 閉じ込め	閉じ込めの機能に係る設計																							変更なし条文			

※1 : 「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

※2 : 既認可通りの設計で制御室の居住性の確保を考慮しており、設計対象施設として特定する対象がないことを確認したため、「2. 設計対象施設の特定」までを説明の範囲とする。

※3 : 降下火砕物が接触する可能性のある施設に使用している材料が、当該環境で腐食し難いことを確認したため、「1. 防護対象の特定」までを説明の範囲とする。

・審査会合の実施頻度は1回/月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■ : 説明を実施した範囲 (説明ステータスは説明を完了したもの)

□ : 説明対象外の範囲

○ : 今回の説明範囲

→ : 審査会合が無かつたことによる変更

赤字 : 前回計画からの変更

全体計画 (3 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												今後の説明予定			備考			
			①			②			2024年度						2025年度												
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
39	第11条 / 第35条 内部火災	1.火災及び爆発の発生防止に係る設計	I.火災及び爆発の発生防止に係る設計																								
40		2.火災の感知に係る設計	II.火災の延焼防止に係る設計																								
41		I.火災の早期感知に係る設計																									
42		II.火災感知設備に係る設計																									
43		3.火災の消火に係る設計																									
44		4.火災及び爆発の影響軽減に係る設計	I.火災区域の分離に係る設計																								
45		II.系統分離に係る設計																									
46	第12条 淹水	没水に対する防護設計																									
47		屋内淹水	被水に対する防護設計																								
48		蒸気に対する防護設計																									
49		スロッシングに対する防護設計																									
50		屋外淹水に対する防護設計																									
51	第13条 薬品漏えい	化学薬品漏えいに対する防護設計																									
52	第14条 安全避難通路	避難用照明に係る設計																									
53		作業用照明に係る設計																									
54	第15条 安重	安全上重要な施設の多重性確保に係る設計																							変更なし条文		
55	第16条 安有	環境条件（圧力、温度、湿度、放射線等）に対する防護設計																							変更なし条文		
56		試験・検査性に関する設計																							変更なし条文		
57		内部発生飛散物に対する防護設計																							変更なし条文		
58		共用に関する設計																							変更なし条文		
59		誤操作の防止に関する設計																							変更なし条文		

※1 : 「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

- 審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。
- 廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

- ①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス
- ②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価
- : 説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）
- : 説明対象外の範囲
- : 今回の説明範囲
- : 審査会合が無かつたことによる変更
- 赤字 : 前回計画からの変更

全体計画 (4 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール										今後の説明予定			備考		
			①			②			2024年度					2025年度										
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月				
60	第17条 / 第37条 材料構造	機械的強度の確保に係る設計						一部説明済み	一部説明済み												② [5.]	② [6.]		
61	第18条 搬送	搬送設備に係る設計																					変更なし条文	
62	第19条 貯蔵	使用済燃料の貯蔵施設等に係る設計																					変更なし条文	
63	第20条 計測制御	計測制御系統施設に係る設計																					変更なし条文	
64		外電喪失時の機能維持に係る設計																						
65	第21条 放管	伝送系の多様性確保に係る設計																						
66	第22条 安全保護回路	安全保護回路に係る設計																					変更なし条文	
67	第23条 制御室等	施設外状況の把握設備に係る設計																						
68		居住性確保に係る設計																						
69	第24条 廃棄	廃棄施設に係る設計																					変更なし条文	
70	第25条 保管廃棄	保管廃棄施設に係る設計																					変更なし条文	
71	第26条 汚染防止	使用済燃料等による汚染の防止に係る設計																					変更なし条文	
72	第27条 遮蔽	遮蔽に係る設計																					変更なし条文	
73	第28条 換気	換気設備に係る設計																					変更なし条文	
74	第29条 保安電源	高エネルギーアーク損傷(HEAF)対策に係る設計																						
75		1相開放故障対策に係る設計																						
76		電気容量確保に係る設計																					② [5.6.]	
77	第30条 / 第50条 緊急時対策	緊急時対策箇所の居住性確保に係る設計																						
78	第31条 / 第51条 通信	外電喪失時の機能維持に係る設計																						
79		通信連絡設備の多様性確保に係る設計																						

※1 : 「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■ : 説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

□ : 説明対象外の範囲

■ : 今回の説明範囲

→ : 審査会合が無かつたことによる変更

赤字 : 前回計画からの変更

全体計画 (5/6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												今後の説明予定			備考					
			①			②			2024年度			2025年度																	
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月									
80	第36条 重大事故	可搬型SA設備の保管及び移動に係る設計																		①				② [5.6.]					
81		SA設備に係る共通的な要求事項（個数、環境条件等）に対する設計						※4																					
82		可溶性中性子吸収材の供給設備に係る設計							①																				
83		臨界事故に伴う水素爆発の発生防止（水素排出）に係る設計							①																				
84		臨界事故が発生した設備への核燃料物質の移送を停止する設備に係る設計							①																				
85	第38条 SA臨界	廃ガス貯留設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計							①															② [5.6.]					
86		建屋内の内部ループへの通水に係る設計							①											②									
87		建屋内の機器への注水に係る設計							①											②									
88		建屋内の冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水に係る設計							①											②									
89		排気のセル導出に係る設計							①											②									
90	第39条 蒸発器	放射性エアロソルの除去設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計							①											②				② [5.6.]					
91		貯水槽から各建屋への水の供給及び排水に係る設計							①																				
92		圧縮空気自動供給貯槽又は圧縮空気自動供給ユニットによる水素供給に係る設計							①																				
93		機器圧縮空気自動供給ユニットによる水素供給に係る設計							①																				
94		可搬型空気圧縮機による水素供給（未然防止）に係る設計							①																				
95	第40条 水素爆発	圧縮空気手動供給ユニットによる水素供給に係る設計							②															② [5.6.]					
96		可搬型空気圧縮機による水素供給（未然防止）に係る設計							①																				
97		排気のセル導出に係る設計							①																				
98		放射性エアロソルの除去設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計							①																				
99		火災又は爆発の発生した設備へのTBP等の移送を停止する設備に係る設計							②																				
100	第41条 有機溶媒火災	火災又は爆発の発生した設備の加熱停止設備に係る設計							①															② [5.6.]					
101		廃ガス貯留設備（大気中へ管理放出するための設備含む。）に係る設計							②																				

※4: 事故・対処条文（第38条～第42条）でシステム（系統）を説明する際に第36条関連を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回/月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■：説明を実施した範囲（説明ステータスは説明を完了したもの）

□：説明対象外の範囲

■：今回の説明範囲

→：審査会合が無かつたことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画 (6 / 6)

No.	技術基準条文	設計項目	説明ステータス						説明スケジュール												今後の説明予定			備考				
			①			②			2024年度						2025年度													
			1.防護対象の特定	2.設計対象施設の特定	3.基本的な設計の考え方	4.詳細な設計プロセス	5.代表の具体的な設計	6.全ての評価結果	~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	今回 (2月)	次回	次々回					
102	第42条 ブール冷却	代替注水設備に係る設計							①													② [5.6.]			中型移送ポンプ車関連 No.91,102(2項目)セット			
103		スプレイ設備 (燃料貯蔵プール等への水のスプレー) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
104		漏えい抑制設備に係る設計																① ②										
105	第44条 放出抑制	大気中への放射性物質の放出抑制設備 (建屋への放水) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
106		大気中への放射性物質の放出抑制設備 (セル又は建物への注水) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
107		工場等外への放射線の放出抑制設備 (ブールへの注水) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
108		各建物周辺における航空機燃料火災、化学火災に応じるための設備 (燃料火災等に対する放水) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
109		放射性物質の流出抑制設備に係る設計								① ②																		
110	第45条 水供給設備	水源の水量確保に係る設計								①	①											② [5.6.]						
111		第1貯水槽への水補給設備 (第2貯水槽から第1貯水槽への水の補給) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
112		第1貯水槽への水補給設備 (敷地外水源から第1貯水槽への水の補給) に係る設計							①													② [5.6.]			大型移送ポンプ車関連 No.103,105~108,111,112(7項目)セット			
113	第46条 電源	重大事故等対処設備への電力供給に係る設計								①												② [5.6.]						
114		重大事故等対処設備への燃料補給に係る設計																①				② [5.6.]						
115	第47条 計装	重大事故等時におけるパラメータの把握に係る設計																① → ①										
116	第48条 制御室	居住性確保に係る設計																①	②									
117	第49条 監視測定	重大事故等時における放射線及び気象条件の監視測定に係る設計																①	②									
118		新設する冷却塔および配管に係る設計																① ②										
119		新設設備および既設設備の改造に関する設計																				② [5.6.]						

※1:「新設設備および既設設備の改造に関する設計」にて設計変更に伴う影響確認を合わせて説明

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、設計項目及び説明時期を含め実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。

【凡例】

①防護対象・設計対象施設の特定、基本的な設計の考え方および設計プロセス

②設計プロセスに基づく具体的な設計および評価

■: 説明を実施した範囲 (説明ステータスは説明を完了したもの)

□: 説明対象外の範囲

○: 今回の説明範囲

→: 審査会合が無かつたことによる変更

赤字: 前回計画からの変更

全体計画（詳細）[耐震（1／2）]

・建物・構築物

条文	項目	対象施設数	2024年度						2025年度						今後の説明予定						
			~10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	今回（2月）	次回	次々回		
第五条 安全機能を有する施設の地盤			①						②-1 → ②-1:1施設 (5/8)	②-1:1施設 (5/8)	②-1:2施設 (7/8)	②-1 → ②-1:1施設 (8/8)	②-1:1施設 (8/8)								
第三十二条 重大事故等対処施設の地盤	SRモデル	【①②-1②-2②-3 : 31施設 ^{*1} 】 建物 屋外機械基礎 排気筒 換気筒	②-1:1施設 (1/8)	②-1:1施設 (2/8)	②-1:2施設 (4/8)		②-2:1施設 (1/8)		②-2 → ②-0:施設 (1/8)	②-0:施設 (1/8)	②-2:0施設 (1/8)	②-2 → ②-2:3施設 (4/8)	②-2:3施設 (4/8)	②-2:4施設 (8/8)				②-3 (10/31)	②-3 (31/31)		
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	FEMモデル	【①②-1②-3 : 52施設 ^{*1} 】 【②-2 : 48施設 ^{*1*2} 】 建物 屋外機械基礎 竜巻防護対策設備 地下水排水設備 洞道 可搬型設備保管エリア基礎	①	②-1:2施設 (2/24)			②-1:1施設 (3/24)		②-1 → ②-1:2施設 (5/24)	②-1:2施設 (5/24)	②-1:3施設 (8/24)	②-1 → ②-1:1施設 (9/24)	②-1:1施設 (9/24)				②-1:21施設 (再説明:3施設含む) (24/24)	②-2:21施設 (再説明:1施設) (27/27)	②-3 (3/52)		
				②-2:1施設 (1/27)					②-2 → ②-2:1施設 (経過報告)	②-2:1施設 (経過報告)	②-2:2施設 (3/27)	②-2 → ②-2:2施設 (5/27)	②-2:2施設 (5/27)	②-2:2施設 (7/27)	②-2:1施設 (8/27)				②-3 (52/52)	②-3 (52/52)	

・審査会合の実施頻度は1回／月として記載。今後、実施状況に応じて適宜見直す。

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象施設数には再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。

・各月に記載している施設の数については、実施状況に応じて適宜見直す。

* 1：対象施設数については、Sクラス施設を間接支持する建物・構築物及び上位クラス施設に対して波及的影響を及ぼすおそれのある建物・構築物の数を示す。

* 2：竜巻防護対策設備のうち、建物に取り付く防護板（4施設）については、当該建物における防護板の支持レベルの床応答を用いて設計するため、地震応答解析は実施しない。

* 3：地震応答解析結果は、Ss・基本ケースを提示する。その他のケースについては、部材評価結果を提示以降、資料提示する。

* 4：水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価等の影響評価については、部材評価結果を提示以降、資料提示する。

【凡例】

審査会合での説明内容

①：防護対象・設計対象施設の特定

基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明

②-1：設計プロセスに基づく具体的な設計（地震応答解析）

②-2：設計プロセスに基づく具体的な設計（部材評価）

②-3：評価（解析）の結果^{*3*4}

＜進捗スケジュール＞

■：説明を実施した範囲

■：今回の説明範囲

→：審査会合が無かつことによる変更

赤字：前回計画からの変更

全体計画（詳細）[耐震（2／2）]

・設備（機器・配管系）

条文	項目	対象機器数* 1	2024年度						2025年度							
			~10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月
第六条／第三十三条 地震による損傷の防止	機器系 機器質点系モデル	1637 機器	①	①		①			②-1 [1637 / 1637]							
	機器系 ばかりの計算モデル	218 機器	①	①		①			②-1 [218 / 218]				① [218 / 218]			
	機器系 FEMモデル	55 機器	①	①		① [5 / 55]			②-2 [1 / 55]				① [55 / 55]			
	配管系 配管系標準支持間隔モデル	6551 区間	①	①		①				②-1 [6551 / 6551]	②-2 [2 / 6551]					
	配管系 多質点系ばかりモデル	6987 区間	①	①		①				②-1 [6987 / 6987]	②-2 [3 / 6987]		① [6987 / 6987]			
	配管系 加振試験を用いた設計	1179 区間	①	①		①				②-1 [1179 / 1179]	②-2 [1 / 1179]					
	配管系 多質点系ばかりモデル（弁）	134 弁	①	①		①				②-1 [134 / 134]	②-2 [2 / 134]					

今後の説明予定		
今回（2月）	次回	次々回
②-2 [8 / 1637]	②-2 [9 / 1637]	②-3 [1637 / 1637]
②-2 [2 / 218]	②-2 [6 / 218]	②-3 [218 / 218]
②-2 [15 / 55]	②-3 [55 / 55]	
②-2 [3 / 6551]	②-2 [4 / 6551]	②-3 [6551 / 6551]
②-2 [5 / 6987]	②-2 [6 / 6987]	②-3 [6987 / 6987]
① ②-1 [1179 / 1179]	②-2,3 [1179 / 1179]	
	②-3 [134 / 134]	

【凡例】

審査会合での説明内容

①：防護対象・設計対象施設の特定
②：基本的な設計の考え方および設計プロセスの説明
②-1：ルールに従った設計内容
②-2：ルールに従った代表の設計結果
②-3：ルールに従った代表以外の設計結果

＜進捗スケジュール＞

■：説明を実施した範囲
■：今回の説明範囲
→：審査会合が無かったことによる変更
赤字：前回計画からの変更

・廃棄物管理施設は、再処理施設の条文及びルールと同様であるため、再処理施設と併せて説明する。なお、対象機器数は再処理施設と廃棄物管理施設の合計値を記載している。

・毎月に記載している施設の数については、実施状況に応じて適宜見直す。なお、申請対象設備の整理に伴う施設数の見直しへについても適宜対応する。

* 1：対象機器数は動的地震力及び静的地震力を用いて評価する設備の数を示す。

* 2：水平2方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価について、耐震評価結果を提示以降、資料提示する。